

改正案	現行
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00072 最終改正 <u>平成 19 年 3 月 29 日</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(5) (略) (6)「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙 5 <u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u>」に該当する輸出契約に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p>[別紙1]～[別紙4] (略)</p> <p><u>[別紙5]</u></p> <p style="text-align: center;"><u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u></p> <p><u>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。</u></p> <p>[別表1]～[別表2] (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）の引受基準について</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00072 最終改正 平成 19 年 1 月 11 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 基本的引受基準 (1)～(5) (略) (6)「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約に係る貸付契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した貸付契約を除く。</p> <p>2. 国別引受制限 (略)</p> <p>[別紙1]～[別紙4] (略)</p> <p>[別表1]～[別表2] (略)</p>